

せきね 知っ得! 通信 12

社会保険労務士法人せきね事務所 せきね FP 事務所
〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL.0258-83-3048 FAX.0258-83-3049
メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ http://www.office-sekine.com

第99号 発行：2018年12月

December
2018

社労士制度創設 50 周年記念式典

労働、社会保険に関する問題や年金相談などに応じる社会保険労務士は、昭和43年の法制定により、国家資格として制度化されました。50年の節目にあたり、先日、東京国際フォーラムにて開催された記念式典に参加してきました。

記念講演後の記念式典は、天皇・皇后両陛下がご入場され、東京消防庁音楽隊の伴奏による国歌斉唱から始まりました。会場全体が神聖な空気に包まれたように感じ、ご臨席への感謝と感動で胸が震えました。

その後、全国社労士会連合会の会長の式辞や菅官房長官（安倍首相代理）や両院議長などの祝辞が続き、両陛下ご退席の時間となりました。ご退席の折、ステージ端で再び会場に向き直り、笑顔で会釈を繰り返されるご様子が印象的でした。

記念シンポジウム

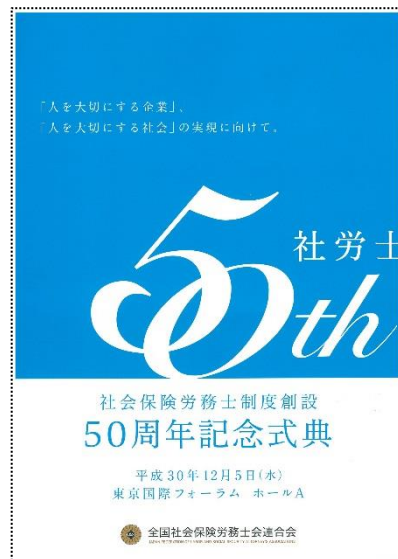
式典後、「日本の未来づくりと社労士の役割～人を大切にする社会をめざして～」と題してシンポジウムが開催されました。

パネリストには、大西健造連合会々長やジャーナリストの白河桃子氏、法政大学名誉教授の諏訪康雄氏、株式会社タニタの谷田社長

などが務められ、「少子・高齢化による労働力不足問題や女性活躍、AIの活用について」の話題が繰り広げられました。ひそかに退屈を心配していた2時間のシンポジウムは見ごたえがあり、アツという間でした。

文具だとばかり思っていた記念品は、祝・SR・50周年と書かれた中村屋の月餅。美味しくいただきました。

さすがに100周年には出席できないと思うので、この記念イベントに参加できて良かったです。これからも社会保険労務士として頑張っていくと決意を新たにしました。



最新情報

労災死傷者数変わらず大幅増加傾向

厚生労働省が「平成30年における労働災害発生状況について（12月速報値）」を公表しました。今年11月末までの労働災害は大幅増加傾向が続いています。

休業4日以上之死傷者数	104,452人	前年同期比 6,881人増加（7.1%増）
-------------	----------	-----------------------

＜業種別の休業4日以上之死傷災害発生状況＞

製造業	23,084人	1,068人増加（4.9%増）
建設業	12,871人	437人増加（3.5%増）
陸上貨物運送業	13,187人	1,081人増加（8.9%増）
第三次産業	48,452人	3,893人増加（8.7%増）

事故の型では、**転倒**がやはり最も多く

26,151人で、前年同期比16.2%の増加。

次いで**墜落・転落**が17,412人で5.2%増、

以下「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」

「切れ・こすれ」、「交通事故（道路）」の順になっています。



年末年始は、業務が多忙になる一方で、前日の飲酒などの影響で集中力が緩くなったりすることもあります。引き続き、健康管理や安全対策に注意していきましょう。

最新情報

「ねんきんネット」ユーザー向けお知らせメール再開

ねんきんネット利用者向け お知らせメールの配信を再開

◆情報セキュリティ対策の見直しに伴い、平成27年6月からお知らせメール配信を停止していましたが、平成31年1月以降、お知らせメールの配信を再開します。（お知らせメールを受信するには、ログインして「メール配信希望する」を選択する必要があります）

「ねんきんネット」新機能追加

◆「ねんきんネット」から

控除証明書や公的年金の源泉徴収票など、日本年金機構が発行する通知書の再交付を申請することができます。



「ねんきん定期便」ペーパーレス化も可能

◆被保険者あてに毎年郵送される「ねんきん定期便」も「ねんきんネット」でいつでも確認することが可能。誕生月に郵送される紙の「ねんきん定期便」より1～2ヶ月程度早く内容を確認できる上に、ダウンロード機能など保存にも便利です。

「ねんきん定期便」の郵送停止を登録することも可能。ただし、郵送停止を登録した場合でも、35歳、45歳及び59歳の誕生月にお知らせする、封書の「ねんきん定期便」は郵送されます。

来年4月から「労働条件の通知」が FAX やメールでも可能になります！



現在
「書面」での通知



来年4月1日～
FAXや電子メールでも可
(書面として印刷できるもの)

今回の規制緩和は、「労働者がFAXや電子メール等での通知を希望することが条件」となっています。本人に通知方法を確認し、FAXや電子メール等での受取りを希望しない場合は、今までどおり書面で通知しなければなりません。



また、電子メールで送信する場合の具体的なファイル形式（メールの本文または一定形式の添付ファイルに限られるのか、どちらでもよいのか等）や、本人が確実に受け取ったかどうかの確認の要否などについては、現時点では明らかになっていません。施行までになんらかの基準が示される可能性もありますので、注意が必要です。

トピックス

「つながらない権利」って？



★勤務時間外のメール対応を考えよう

「つながらない権利」をご存知でしょうか。労働者が、勤務時間外や休暇中に、仕事上のメール等への対応を拒否できる権利のことです。

現状、法令などで「つながらない権利」が定義されているわけではありません。とはいえ、使用者側が、明確な社内ルールや指示に基づき「つながる」ことを求めた場合や、過剰に「つながっている」状態を把握しながらも黙認していた場合などは、労働から離れることが保障されていない待機等の時間（いわゆる手待時間）として、労働時間とみなされるおそれがあります。

後々、時間外労働分の割増賃金を請求されるリスクや、労災発生時に認定基準における労働時間としてカウントされるリスク等々がありますので、ある程度「つながらない権利」を意識することは、労使トラブル予防の観点から有効です。



★4割以上の労働者が、勤務時間外も「つながっている」

実態として、勤務時間外や休暇中にメール・電話・LINE等で「つながる」ことは珍しくありません。調査によれば、43.9%の労働者が、「勤務時間外に電話・メール等で仕事関係の連絡をとる」ことが「よくある」「ときどきある」とのことです。

現代は、テレワークをはじめとする多様な働き方の浸透や、ICT技術の普及により、昔より「つながる」機会が増えている時代といえます。「つながる」ことが良い結果を生む場合もあるでしょう。自社の実態を踏まえた「つながり方」を模索するべきではないでしょうか。



「気になる！」を勝手に情報発信コーナー

書籍

お金はいつも正しい 堀江 貴文

若い世代が「お金に縛られない豊かな人生」を歩むために書かれた本。ホリエモンがかなりストレートに、これからの若者にお金との付き合い方を説いています。そしてその内容は、これまでの常識とは随分違って読みながら動悸が止まりませんでした。

「目的のない貯金は無意味。お金は使ってこそ」

超低金利時代に貯金などバカらしい。人生は驚くほど短いから、お金を使って（場合によっては借りてでも）人生を豊かにする経験を重ねた方がいい。年代を限らず「貯金は美德」を払拭すべき。

「日本は若くて有能な社員が評価されない。高給を求めるなら大企業から飛び出せ」

日本の会社の多くは年功序列の給与体系。中高年の高待遇を維持するために若者の給与を上げることができない。大企業も潰れる時代。むしろ鶏口と為るも牛後と為る勿れ。

「何も考えずに結婚するな。しない選択も含め、結婚を考えよ」

昔、農地相続のために「結婚」という仕組みが生まれた。結婚を選択するなら目的を明確に。何も考えずに結婚して子どもを何人も作り、車買って家買って生命保険に入り、教育費に大金をかける…この人生プランで良いかよく考えよ。

正しいと認めざるを得ない部分も多いが、自分の子どもに読ませるには勇気のいる一冊。



書籍

後悔しない超選択術 DaiGo

私たちは毎日多くの選択を行い、何かにつけ「あのときこうしておけばよかった」など後悔するものです。だからこそ「正しい選択をしなければならぬ」と思いがちですが、「すべての人にあてはまる『正しい選択』は存在しない」ことがわかっています。

正しい選択は存在せず、他を選択した場合の未来がわからない以上、私たちにできることは、「選択時はあれがベストであり、悔いはない」と思える「後悔しない選択」をすること。それには、自分の意思決定スタイルを知り、脳の癖を意識しつつ習慣やトレーニングを身につけることが大切だそうです。特に、その選択の10分後、10か月後、10年後はどうなっているかを想像してみる10・10・10というテクニックは効果的だと思いました。



今月のさぶろく

(せきね事務所の看板ねこ：生後2年3ヵ月)

平日は、事務所に出勤しているさぶろくですが、今回は自宅での様子を紹介します。ある日、中3の受験生に勉強の大変さを教えられていました。



すぐ逃げ出して
「猫に生まれて良かったぜ」
という顔をしていました。

また、ある日
さぶろくが見当たらず探していたら
置き物のようになっていました。

